

關 係 条 例 等

○鹿屋市健康づくり条例

平成28年3月23日条例第7号

鹿屋市健康づくり条例

健康は、市民にとって活力の源であり、生涯幸福な生活を送っていく上で基本となる市民共通の願いである。

本市では、これまで市民の健康づくりの推進のために、生活習慣病の予防、食生活、運動等に関する具体的な目標を掲げた「鹿屋市健康づくり計画」を策定し、関係機関と連携しながら健康づくりに関する施策に取り組んできた。

しかしながら、高齢化が進行する中、要介護認定者数や医療費は増加傾向にあり、今後より一層の健康づくりの推進が求められている。

健康づくりは、本来市民一人一人が自らの健康状態を把握し、健康で豊かな生活を送るために主体的に取り組んでいくことが必要であるが、市民の健康づくりを更に推進するためには、市民、市、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が一体となって、社会全体で健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要がある。

ここに、健康づくりの基本理念及び施策の推進のための基本的事項を明らかにし、市民一人一人が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で協働による「健康なまちづくり」を推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の健康づくりに関し基本理念を定め、市の責務及び市民、地域団体等の役割を明らかにするとともに、市の施策の推進のための基本となる事項を定めることにより、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民が生涯にわたり健やかで明るく心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたり健やかで充実した生活を送るため、食生活、運動、休養並びに歯及び口腔の健康の保持などの生活習慣を改善し、心や身体の状態をより良くしようとすることをいう。
- (2) 運動 スポーツだけでなく、散歩やストレッチングなど、それぞれの年齢、性別、健康状態等に応じ、体力の維持及び向上を目的として意識的に行う身体活動をいう。
- (3) 地域団体 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会を作ることを目的として構成された団体をいう。

(4) 保健医療福祉関係者 市内における保健医療福祉サービス(第7条第2項において「保健医療福祉サービス」という。)を提供する法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 市民一人一人が健康への意識を高め、健康を管理する能力の向上を図るとともに、心豊かな生涯を送るために健康づくりを主体的に行うこと。

(2) 市民、市、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協働して健康づくりを推進し、「健康なまちづくり」を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、健康づくりに対する関心と理解を深め、健康診査、歯科健診その他健康診断(以下「健康診断等」という。)を適切に受けることにより、自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、地域、職場、学校等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策を含む計画を策定しようとするときは、この条例の趣旨を踏まえたものとなるようにしなければならない。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域住民の健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした運動その他の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、市、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（保健医療福祉関係者が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断等その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けることができるように配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

3 保健医療福祉関係者は、市、地域団体、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第8条 学校等は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（学校等が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供に協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 学校等は、市、地域団体、保健医療福祉関係者及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断等の受診の促進、受動喫煙の防止、休暇の取得の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市、地域団体、保健医療福祉関係者及び学校等が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

（健康づくり計画の策定）

第10条 市長は、第5条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、健康づくりの推進に関する施策についての計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとする。

2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）健康づくりの推進に関する基本方針

（2）健康づくりの施策における目標数値

（3）前2号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 市長は、健康づくり計画を定めようとするときは、第13条の鹿屋市健康づくり推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、健康づくり計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用する。

(人材の育成及び活用)

第11条 市長は、市民、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、健康づくりを推進する健康ボランティアの育成及び活用を図るとともに、健康づくりに関して意見を交換する機会を設けるものとする。

(健康づくり月間)

第12条 市長は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、9月を健康づくり月間と定め、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(健康づくり推進協議会)

第13条 市民の健康づくりの推進を図るため、鹿屋市健康づくり推進協議会を設置する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている鹿屋市健康づくり計画は、第10条第1項の規定により策定された健康づくり計画とみなす。

○鹿屋市健康づくり推進協議会開催要綱

平成18年1月1日告示第104号

改正

令和3年1月25日告示第10号

鹿屋市健康づくり推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康づくりを積極的に推進するため、鹿屋市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、事業の推進に協力するものとする。

- (1) 保健事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 公衆衛生に関する知識の普及と向上等に関すること。
- (3) 食生活改善の普及活動に関すること。
- (4) 関係団体の協力確保に関すること。
- (5) 地域組織等の育成に関すること。
- (6) その他健康づくり推進に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 保健衛生組織の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他の組織及び団体の代表者

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があるとき認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 協議会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月25日告示第10号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○鹿屋市健康づくり計画策定部会設置要領

平成24年10月 3 日制定

改正

平成31年 4 月 1 日

鹿屋市健康づくり計画策定部会設置要領

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成14年法律第103号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、鹿屋市健康づくり計画を策定するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、鹿屋市健康づくり計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくり計画策定に関すること。
- (2) 健康づくり計画評価に関すること。
- (3) その他健康づくり計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定部会の委員（以下「委員」という。）は、保健福祉部の部課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 策定部会に会長及び副会長を置き、会長に健康づくり・高齢者支援対策監、副会長に健康増進課長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定部会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 策定部会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月3日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



第3次鹿屋市健康づくり計画

発行年月：令和6年（2024）3月

発行：鹿児島県鹿屋市

編集：鹿屋市 保健福祉部 健康増進課

住所：〒893-0007 鹿児島県鹿屋市北田町 11-6

連絡先：0994-41-2110

H P：<https://www.city.kanoya.lg.jp>